

ID: 1625

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	特例障害児相談支援給付費の支給					
法 令 名 根 拠 条 項	児童福祉法 第24条の27第1項					
法 令 番 号	昭和22年法律第164号					
【基準】						
法第24条の27の規定による。 第24条の27 市町村は、障害児相談支援対象保護者が、指定障害児相談支援以外の障害児相談支援(第24条の31第1項の内閣府令で定める基準及び同条第2項の内閣府令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準に定める事項のうち内閣府令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。以下この条において「基準該当障害児相談支援」という。)を受けた場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、基準該当障害児相談支援に要した費用について、特例障害児相談支援給付費を支給することができる。						
2 特例障害児相談支援給付費の額は、当該基準該当障害児相談支援について前条第2項の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該基準該当障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に基準該当障害児相談支援に要した費用の額)を基準として、市町村が定める。						
3 前2項に定めるもののほか、特例障害児相談支援給付費の支給に関し必要な事項は、内閣府令で定める。						
標準処理期間	30日					
備考						
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	令和5年4月1日			